市税は必ず納期限内に納めましょう

～市税は皆さんのために使われています～

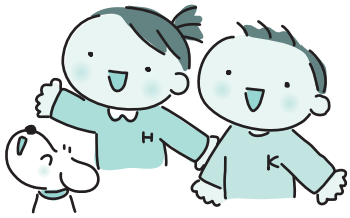

市税は、皆さんの暮らしを支える行政サービスを保つための大切な財源であり、納期限までに納めるものです。しかし、一部の市税が滞納となっており、未だ解消されない状況です。厳しい財政事情の中、滞納額を減らすことは、よりよい行政サービスにつながります。皆さんで支え合う社会の実現に向けて、市税の納期内納付にご協力をお願いします。

みんなの暮らしを支える市税

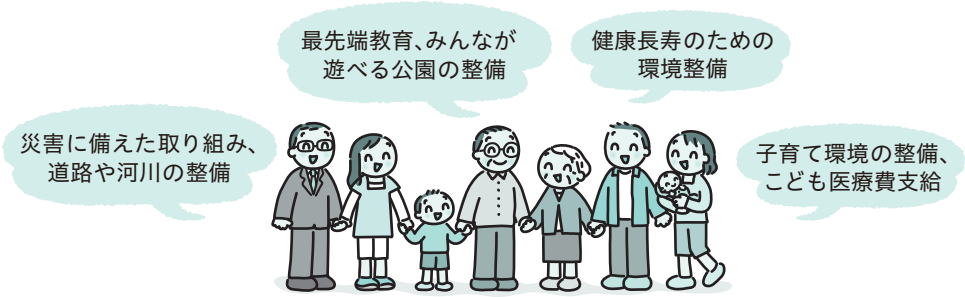

ストップ！滞納

10～12月は市税滞納整理強化期間です

税負担の公平性や税収入を確保するため、県と県内63市町村では「滞納整理強化期間」を設定し、「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。悪質な滞納者に対する差押えを強化し、滞納の解消に向けた取り組みを行っています。

納期限までに納めないとどうなるの？

納付までの日数に応じて延滞金がかかることがあります

❶ 督促・催告

納期限までに納付がない場合、督促状や催告書を発送します。また、納税コールセンターから納付を呼び掛けます。

→

❷ 財産調査

滞納者に関係する機関（勤務先、取引先、金融機関、生命保険会社など）に調査を実施します。

→

❸ 差押え

調査で判明した財産を差し押さえ、滞納税に充てます。

→

❹ 換価・配当

差し押さえた財産を取り立てや公売などにより金銭に換えて、滞納市税に充てます。

納付が困難な場合は？

早めにご相談ください。災害や盗難、病気などやむを得ない事情で納付することが困難な場合、猶予制度が適用される可能性があります。

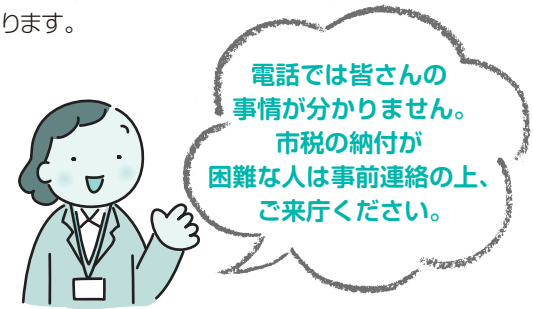

［平　　日］**午前８時30分～午後５時15分**
※毎週水曜日は午後７時まで

［日曜窓口］**毎月第１日曜日（１月を除く）、午前９時～午後５時**

問い合わせ　**収納推進課（内線643）**